

(参考様式第9号の2)

令和8年度支援業務に係る事業計画

令和8年1月1日から 令和8年12月31日まで

ココロテラス株式会社

1 事業実施の方針

福岡市内の各自治体の保護課や救護施設、いきいきセンター、病院施設、就労支援事業所、更生施設との連携を図り、支援体制、見守り体制、社会との関わりの構築、社会復帰へ向け支援体制、高齢、病気等により居住継続困難になった場合の受け入れ先の協力体制、個々に寄り添った支援体制を整えてまいります

2 事業の実施に関する事項

業務種別	業務内容 (住宅確保要配慮者から対価を得て行う場合においては、当該業務の内容、対価及び提供の条件に関する事項について記載してください。)	実施予定場所	従事者の予定人数	対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額 (千円)
法第62条第一号に掲げる業務	該当なし				
法第62条第二号に掲げる業務	① 住まい探しに係る相談 ② 不動産店への同行による入居支援 ③ サブリース月 36千円～43千円 ④ 家賃債務保証機関の紹介・取り次ぎ	① ③ ④ 事務所 ② 福岡市内及び近郊	4名	住宅確保要配慮者全般 ① 60名 ② 60名 ③ 60名 ④ 60名	14,000
法第62条第三号に掲げる業務	① 定期的な訪問による見守り(無料) ② 一般的な生活相談(無料)	支援対象者宅(福岡市内)	4名	住宅確保要配慮者全般・障害者・高齢者など ① 100名 ② 100名	
法第62条第四号に掲げる業務	① 居住支援法人の活動に係る賃貸人向け説明 ② サブリースによる物件情報の共有(各区役所保護課・居住支援法	福岡市内及び近郊	4名	賃貸人等 ① 60人 ② 各区役所保護課・居住支援法	

法第62条第5号に掲げる業務	現時点での該当なし 認可申請検討中		2名		
法第62条第6号に掲げる業務	① 残置物撤去等の手配や事務手続き (具体的な依頼内容に応じて料金が決定・委託：訪問見積もりにより、概算料金を計算) ② サポート住宅等の情報共有や普及活動	① 支援対象者宅（福岡市内） ② 事務所	2名	住宅確保要配慮者全般 100	

連携内容① 地方公共団体との連携・協働に向けた取組について記載してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡市市居住支援協議会に構成員として参加 ・福岡県住宅確保要配慮者居住支援法人連絡協議会へ参加 ・福岡市の自立相談支援機関と連携。自立相談支援機関からの依頼により要配慮者の住まい探しを実施 <p>※その他、福岡市の生活保護課、基幹支援センター、自立相談支援センター、他の居住支援法人と連携・依頼により要配慮者の住まい探しを実施</p>
連携内容② 要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携・協働に向けた取組について記載してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・居住支援活動について理解を得られた不動産業者と連携し、サブリース用の物件提供を依頼する ・債務保証会社と連携し、入居中の生活支援サービスも含めた内容での債務保証審査を行う ・更生保護施設と連携し、出所者の自立先の調整・確保や緊急連絡先の引き受けを行う ・地域包括支援センター、基幹支援センターと連携し、高齢者や障がい者を支援者と結び支援体制の構築。 ・就労事業所 やぐらもんと連携し、高齢者や障害者を支援者と結び社会復帰に向けた支援体制の構築
人材育成 支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する取組について記載してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・全国居住支援法人協議会主催の研修会に参加 ・居住支援全国サミットに参加 ・居住支援法人5社（ココロテラス・くらしすてっぷ・殖産開発・レスタ・市山レジャー開発）と合同で支援者対象の勉強会・研修会・意見交換会を実施 ・東区第6いきいきセンターの地域ケア会議に参加

(備考)

- 1 2については住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第62条各号に掲げる業務毎に、業務内容、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数、事業費の予算額をそれぞれ記載する。

(備考)

- 1 2については住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 62 条各号に掲げる業務毎に、業務内容、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数、事業費の予算額をそれぞれ記載する。
- 2 2のうち「支援対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な支援対象者及び予定人数を記載する。
- 3 法第 62 条各号に掲げる業務のうち、実施予定がない業務については、「予定なし」の旨を記載する。
- 4 必要に応じて、欄を広げて記載する。